

令和 6 年度第 10 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 8 月 20 日

担当部・課：保健福祉部障害福祉課 [内線 2477]

① 件 名																
児童福祉法の改正に伴う石巻市かもめ学園条例の整理について																
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）																
【背景】 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制強化等のため、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）が令和 4 年 6 月 15 日に公布、令和 6 年 4 月 1 日に施行された。 【目的】 児童福祉法の改正に伴い、石巻市かもめ学園条例等について所要の規定の整理を行うもの。																
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																
【根拠法令】 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 石巻市かもめ学園条例（平成 17 年条例第 141 号） 石巻市かもめ学園条例施行規則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 26 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市第 4 次障害者計画 石巻市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児計画																
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																
令和 4 年 6 月 児童福祉法等の一部を改正する法律公布																
⑤ 主な内容																
児童福祉法の改正に伴い、引用する条文の項ずれを改める。 石巻市かもめ学園条例の改正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改 正</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（指定管理者による管理）</td> <td>（指定管理者による管理）</td> </tr> <tr> <td>第 2 条 （略）</td> <td>第 2 条 （略）</td> </tr> <tr> <td>2 （略）</td> <td>2 （略）</td> </tr> <tr> <td>(1) （略）</td> <td>(1) （略）</td> </tr> <tr> <td>(2) 児童発達支援等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、<u>同条第 3 項</u>に規定する放課後等デイサービス及び同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）</td> <td>(2) 児童発達支援等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、<u>同条第 4 項</u>に規定する放課後等デイサービス及び同条第 6 項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）</td> </tr> <tr> <td>(3) 障害児相談支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）</td> <td>(3) 障害児相談支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）</td> </tr> <tr> <td>(4)～(6) （略）</td> <td>(4)～(6) （略）</td> </tr> </tbody> </table>	改 正	現 行	（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）	第 2 条 （略）	第 2 条 （略）	2 （略）	2 （略）	(1) （略）	(1) （略）	(2) 児童発達支援等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、 <u>同条第 3 項</u> に規定する放課後等デイサービス及び同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）	(2) 児童発達支援等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、 <u>同条第 4 項</u> に規定する放課後等デイサービス及び同条第 6 項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）	(3) 障害児相談支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）	(3) 障害児相談支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）	(4)～(6) （略）	(4)～(6) （略）
改 正	現 行															
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）															
第 2 条 （略）	第 2 条 （略）															
2 （略）	2 （略）															
(1) （略）	(1) （略）															
(2) 児童発達支援等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、 <u>同条第 3 項</u> に規定する放課後等デイサービス及び同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）	(2) 児童発達支援等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、 <u>同条第 4 項</u> に規定する放課後等デイサービス及び同条第 6 項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）															
(3) 障害児相談支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）	(3) 障害児相談支援（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）															
(4)～(6) （略）	(4)～(6) （略）															

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 関係条例等の整備により、適正な運営が図られる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
他自治体においても同様の改正が行われている。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 6 年 9 月 市議会第 3 回定例会に石巻市かもめ学園条例の一部改正について提案 （令和 6 年 4 月 1 日遡及適用） 石巻市かもめ学園条例施行規則の一部改正（令和 6 年 4 月 1 日遡及適用）
⑨ その他